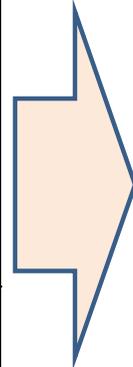


審査基準 比較表

別添1

現在の審査基準	
(1) 策定された改革計画の取組について	
ア	収益性向上の取組み
	① 漁船導入の共通化・効率化等 (共通仕様のみ設定)
	② 生産に関する事項
	③ 流通・販売に関する事項
	④ 地域との連携に関する事項
イ	担い手の確保・育成
ウ	資源管理に関する事項 (共通仕様のみ設定)
エ	漁船の安全、居住性及び作業性に関する事項
オ	事業の実施体制
カ	改革計画の新規性等 (共通仕様は対象外)
(2) 改革計画の見込み	
ア	収益向上における各項目の収支見込
イ	償却前利益の状況
ウ	次世代の代船建造の見込み
(3) 委員追加点	
ア	生産に関する事項について評価すべき事項
イ	他、特記して改革的・先進的な事項がある場合
※各項目ごと、主に取組内容の妥当性を評価	



新審査基準	
赤字は新設又は特出し	
I	収益性向上の取組み
	① 漁船導入の共通化・効率化等
	② 操業・生産体制の改革
	③ ICT技術の活用による操業効率化
	④ 流通販売(輸出促進含む)
II	資源管理
	① 資源管理計画・協定以外の自主的な取り組み
	② 改正漁業法に基づく数量管理(IQ管理)の高度化
	③ 漁獲報告の電子化・自動化
III	みどり戦略(省エネの取組)
	① 水揚量又は水揚金額あたりの燃油使用量削減
	② 水揚量・水揚金額と燃油使用量・燃油費の対比
	③ 装置、装備品の省エネ化、リサイクル等環境対応
IV	漁船の安全性、居住性及び作業性並びに乗組員の労働環境改善
	① 漁船の安全性、居住性及び作業性
	② 担い手の確保・育成に資する取組み
	③ 乗組員の一日あたりの労働時間(休憩時間)の改善
	④ 乗組員の労働環境の改善
V	全体の収支見込等
VI	不漁対策
VII	委員追加点
※各項目の評価軸を可能な限り具体化。ハードルが高い又は誘導が必要な具体的措置を加算ポイント化	